として，出席停止や懲戒等の措置も含めた指導を促す。
・　誰もが安心できる教育現場を実現するため，いじめの未然防止を含め，問題行動への対応等を行う警察官経験者等を学校へ派遣するなど，学校・教育委員会と警察等の関係機関との連携・協力を促進する。また，児童生徒の自殺防止に向けた取組を支援する。
・　体罰は学校教育法で禁止されており，いかなる場合も許されるものではない。体罰のない，児童生徒理解に基づく生徒指導が行われるよう，全ての教職員に体罰禁止を徹底する。
・　学校における人権教育の在り方等に関する調査研究とその成果の普及，実践事例等の収集・公開等により，教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を支援する。

○　体験活動や読書活動の充実
・　集団宿泊活動やボランティア活動，自然体験活動，地域の行事への参加などの豊かな体験を充実することとされた学習指導要領も踏まえ，学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動，国際交流体験など，様々な体験活動の充実に取り組む。
・　子供の読書活動の推進に関する基本計画等に基づき，司書教諭の養成や学校司書の配置など学校図書館の整備充実や公立図書館と学校の連携の推進，子供の読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じ，子供の読書活動を推進する。

○　伝統や文化等に関する教育の推進
・　我が国や郷土の伝統や文化を受け止め，それを継承・発展させるための教育を推進する。小・中学校等と博物館や劇場，音楽堂等，文化芸術団体との連携・協力を図りつつ文化芸術教育や体験機会の充実を図る取組を推進する。子供たちが一流の芸術に触れる機会や地域の伝統や文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う。さらに，我が国固有の伝統的な文化である武道の振興を図る。
・　宗教に関する一般的な教養に関する教育を推進する。

○　青少年の健全育成
・　青少年を有害情報から守るため，学習指導要領に基づき情報モラル教育を推進するとともに，スマートフォンをはじめとしたさまざまなインターネット機器の普及への対応も含め，フィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を地域，民間団体等との連携により実施する。
・　教師等が，児童生徒の発達段階に応じて，性的な暴力の被害を含む性にかかわる問題について効果的に教育・指導を行えるよう，支援策を講じる。

○　男女共同参画の推進
・　児童生徒の発達段階に応じて，男女の平等や相互の理解，男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導の充実を図るとともに，教職員が男女共同参画の理念を理解するよう意識啓発等に努める。
・　男女が共に，各人の生き方，能力，適性を考え，主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けられるよう男女共同参画の視点を踏まえた進路指導を推進し，児童生徒の多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図る。

○　主権者教育の推進
・　主権者として社会の中で自立し，他者と連携・協働しながら，社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付けさせるため，地域課題に関する学習，租税や財政の学習，法に関する学習など，関係府省が連携し，小・中・高等学校等における学習指導要領に基づく指導内容の充実，大学等における周知啓発などの取組を推進するとともに，学校・家庭・地域の連携による取組の充実を促す。

○　消費者教育の推進
・　国民一人一人が消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにするため，小・中・高等学校等においては学習指導要領の趣旨の徹底を図るとともに，指導の一助となる消費者教育教材の活用を促すなど消費者教育を促進する。
　また，大学等における消費者教育を推進するため，大学等と消費生活センターとの連携を促すとともに，消費者被害防止に関する情報の提供や取組の普及を図る。

○　持続可能な開発のための教育（ESD）[77]の推進
・　我が国がESDの推進拠点として位置付けているユネスコスクールの活動の充実を図り，好事例を全国的に広く発信・共有する。また，地域の多様な関係者（学校，教育委員会，大学，企業，NPO，社会教育施設など）の協働により，ESDの実践・普及や学校間の交流を促進するとともに，ESDの深化を図る。これらの取組を通して，持続可能な社会づくりの担い手を育む。

○　環境教育の推進
・　持続可能な社会の担い手を育成するため，小・中・高等学校等において，学習指導要領に基づき教科等横断的に環境教育を進めるとともに，関係府省が連携し，指導者に対する研修を実施する。また，地域等において

[77] 持続可能な社会づくりの担い手を育むため，地球規模の課題を自分のこととして捉え，その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育。